

目標達成に向けた京都市の取組

(: 新たに取り組む施策)

【発生抑制と再生利用の推進（排出事業場対策）】

1 排出事業者に対する指導

発生抑制と再生利用の推進には排出事業者の取組が最も重要です。

- 多量排出事業者による処理計画作成指導
- 立入検査・研修会の実施及び業界団体を通じた効率的な指導の実施
- KES環境マネジメントシステム・スタンダード, ISO14001の認証取得支援
- 業種別「産業廃棄物処理自己診断チェックリスト」作成

多量排出事業者（廃棄物処理法 第12条 他）

前年度の発生量が産業廃棄物1,000 t以上、特別管理産業廃棄物50 t以上の事業場は、処理計画の作成が義務づけられています。

KES環境マネジメントシステム・スタンダード

「環境マネジメントシステム」の規格で、中小企業にとってISO14001の認証取得が経費や内容の難しさ等の面から困難な場合もあることから、取り組みやすい地域共有の規格として誕生したものです。

ISO14001

企業等の経営に当たって環境への負荷を管理・低減するための仕組（環境マネジメントシステム）の国際規格です。



2 公共による再生資材等の利用促進

京都市は率先してグリーン購入を推進するとともに市発注工事での再生資源の利用拡大を図っていきます。

- 市発注工事における建設廃棄物の発生抑制及び再生資材利用促進
- 「京都市建設リサイクル推進プラン 02」の推進
- グリーン購入の推進

京都市建設リサイクル推進プラン '02

国土交通省において策定された「建設リサイクル推進計画2002」（平成14年5月策定）を基本とし、『京都市基本計画』に定められた『廃棄物を出さない循環型社会の構築』を目指して、京都市建設副産物対策協議会が実施する建設リサイクル推進に関する取組についてとりまとめたものです。



グリーン購入法

国等の公的機関が率先して環境物品等（再生紙や低公害車など）を使用することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。また、事業者や国民にも、環境負荷の少ない製品を選択するように協力を求めています。

3 個別リサイクル法の円滑な運用

個別品目の特性に応じて制定された新たな法律に基づき許可や指導を行います。

- 「建設リサイクル法」による届出・報告・立入検査等の実施
- 「自動車リサイクル法」による引取業者等の登録システムの整備, 許可, 立入検査, 報告徴収等

建設リサイクル法

分別解体, 再資源化等が義務付けされる届出対象建設工事の規模

建築物の解体	80㎡以上
建築物の新築・増築	500㎡以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	500万円以上

自動車リサイクル法

使用済み自動車の円滑な流通と適正な処理及び有効な利用を確保するため、自動車引き取り業者（新車・中古車販売業者、整備業者等）、フロント回収業（引き取り業者、解体業者）の登録や自動車解体、破砕業の許可等を行っていきます。



4 再生利用情報提供システムの充実

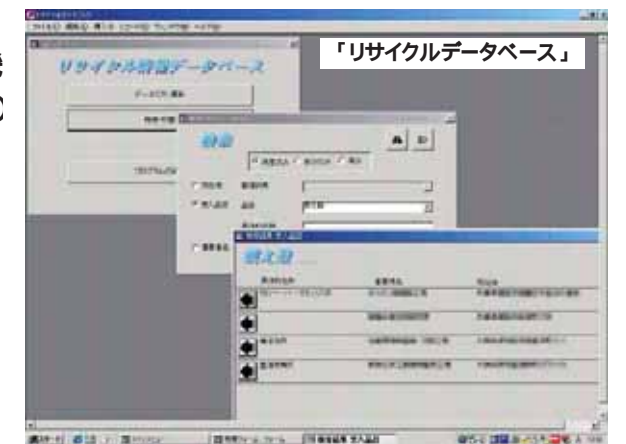
- 「リサイクルガイドブック（改訂版）」の作成
- 「リサイクルデータベース」の充実（操作性の改善、情報内容拡大等）
- 産業廃棄物相談コーナーの設置

リサイクルガイドブック

排出事業者が再生利用業者の選定に役立つよう近畿圏の再生利用業者の情報（受入品目、条件、所在地等）を集めた冊子

リサイクルデータベース

再生利用業者等の情報を入力したデータベース



産業廃棄物相談コーナーのイメージ図

